

高知県造林事業等竣工検査内規の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">高知県造林事業等竣工検査内規</p> <p>第1～第3 [省略]</p> <p>(書類検査)</p> <p>第4 書類検査は次により行う。 ア～ト [省略]</p> <p><u>ナ 共通仮設費について、衛星通信機器等の活用のため加算している場合は、導入している現物又は写真及び機器の性能がわかる資料等を確認する。</u></p> <p><u>ニ 現場監督費について、熱中症対策のため加算している場合は、7月1日から9月30日までの期間に事業期間の過半を占める下刈りを行っていることを施業記録等により確認する。</u></p> <p>ヌ～ム [省略]</p> <p>(現地検査)</p> <p>第5 現地検査は次により行う。 ア～エ [省略]</p> <p><u>オ オルソ画像又はGNSSを活用した申請の検査は、本内規のほか、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）（以下、ガイドラインという。）」を参考に実施するものとする。</u></p> <p><u>カ 共通事項</u></p> <p>(ア) 現地在申請書記載の位置であるかどうか、森林計画図、GNSS又はGISソフト等を使用して確認する。</p> <p>(イ) 事業区分、事業の種類及び造林区分を確認する。</p> <p>(ウ) 土地所有区分、施行区分、費用負担区分、受託（請負）区分について確認する。</p> <p>(エ) 面積の判定は、次により行う。</p> <p><u>a オルソ画像による申請の場合、GISソフト上で申請面積を確認するものとする。確認は、GISソフトに取り込んだオルソ画像及び各種ポリゴンを重ね合わせて表示させ、座標値及び目視で行う。GIS上に表示させた施行区域ポリゴンの境界線が、「施業を実施した区域」と「施業を実施していない区域」との境界に沿って適切に引かれているかについて、オルソ画像上で施業の実施状況を確認しながら判断し、境界線の位置に疑義があるときは、申請者に対し修正を命じる。また、ガイドラインに即したその他の手法による申請の場合は、所定の手順等により確認する。</u></p> <p><u>b a以外の場合、実測により申請面積を照査して行うものとする。照査は、2測線以上の測線等を実測し、実測図を確認する。照査結果が許容誤差（距離は5/100、</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県造林事業等竣工検査内規</p> <p>第1～第3 [省略]</p> <p>(書類検査)</p> <p>第4 書類検査は次により行う。 ア～ト [省略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>ナ～マ [省略]</p> <p>(現地検査)</p> <p>第5 現地検査は次により行う。 ア～エ [省略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>オ 共通事項</u></p> <p>(ア) 現地在申請書記載の位置であるかどうか、森林計画図、GNSS等を使用して確認する。</p> <p>(イ) 事業区分、事業の種類及び造林区分を確認する。</p> <p>(ウ) 土地所有区分、施行区分、費用負担区分、受託（請負）区分について確認する。</p> <p>(エ) 面積の判定は、次により行う。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>a 申請面積を照査して行うものとする。照査は、2測線以上の測線等を実測し、実測図を確認する。照査結果が許容誤差（距離は5/100、角度は2度）を超えるとき</u></p>

角度は2度)を超えるとき及び、全地球測位システム(GNSS)を使用し測量したものについては、誤差が1mを超える性能の機種で測定されている場合並びに許容される精度(3m以内)を超えるときは、申請者に再測を命じる。

ただし、精度の高い既存の実測図等により申請があった場合で、明らかに現地の地形や林相に相違が見られる場合は、申請者に対して主要測点の復元を命じ確認する。

c 施行地内に100㎡以上の保護樹帯又は岩石地等の除地がある場合は、除外されていることを確認する。

d 実測による場合、作業道等の車道については、法頭から法尻までの平均と延長により算出した面積を控除する。この場合の算出方法は標準断面によるものは標準断面で、実測の場合は実測に基づき行うものとする。

e 特定機能回復事業の被害森林整備の面積の判定は、被害区域面積とし、実作業区域面積を **a** 又はb及びc の方法により確認する。

f **b**により測量成果の照合結果が通常の誤差の限度を超えるときは、申請者に対して再測量を命じるとともに、ア、イに定める数を(エ)により再確認する。

g 面積の算定は、ha以下2位で止め、3位以下で切り捨てる。

(オ) 植栽本数や間伐率等の検査は、次により行う。

a 検査は、本数検査法により行う。ただし、基準を満たしていることが確実に判断できる場合は、本数検査法を省略することができる。

植栽は、面積100㎡以上の区域内の植栽本数を計測する。

保育間伐、間伐、更新伐は間伐本数率(間伐本数/間伐前生立本数)を、付帯施設等整備(荒廃竹林整備)は規定の伐採本数(別に定める造林事業標準単価表による)を、面積50㎡以上の区域内について計測する。なお、オルソ画像による検査の場合、施業前後の画像を比較して計測する。

保育間伐Cについては、実施主体の設置した標準地が対象森林の平均的な生育状況の箇所であるか、地形や対象森林の全体の状況から確認する。また、平均胸高直径調査表や写真の内容と標準地を照査するとともに、必要に応じて、残存木の本数、伐跡の数や大きさ、林地残材等の状況などから確認する。

間伐、更新伐は必要に応じて、施行地内の間伐本数率、搬出木の伐跡、林地残材等の状況から補助申請上の搬出材積を確認する。

b [省略]

c [省略]

(カ)～(ケ) [省略]

キ～ク [省略]

ク [省略]

(ア) 延長

実測による場合は、路線の測点間の距離を累計とし、ポケットコンパス及びメートル縄等により行う。オルソ画像による場合は、提示されたオルソ画像(施業前後)及び作

及び、全地球測位システム(GNSS)を使用し測量したものについては、誤差が1mを超える性能の機種で測定されている場合並びに許容される精度(3m以内)を超えるときは、申請者に再測を命じる。

ただし、精度の高い既存の実測図等により申請があった場合で、明らかに現地の地形や林相に相違が見られる場合は、申請者に対して主要測点の復元を命じ確認する。

b 施行地内に100㎡以上の保護樹帯又は岩石地等の除地がある場合は、除外されていることを確認する。

c 作業道等の車道については、法頭から法尻までの平均と延長により算出した面積を控除する。この場合の算出方法は標準断面によるものは標準断面で、実測の場合は実測に基づき行うものとする。

d 特定機能回復事業の被害森林整備の面積の判定は、被害区域面積とし、実作業区域面積を **a** 及びb の方法により確認する。

e **a**により測量成果の照合結果が通常の誤差の限度を超えるときは、申請者に対して再測量を命じるとともに、ア、イに定める数を(エ)により再確認する。

f 面積の算定は、ha以下2位で止め、3位以下で切り捨てる。

(オ) 植栽本数や間伐率等の検査は、次により行う。

a 検査は、本数検査法により行う。ただし、基準を満たしていることが確実に判断できる場合は、本数検査法を省略することができる。

植栽は、面積100㎡以上の区域内の植栽本数を計測する。

保育間伐、間伐、更新伐は、面積50㎡以上の区域内の間伐本数率(間伐本数/間伐前生立本数)を計測する。

保育間伐Cについては、実施主体の設置した標準地が対象森林の平均的な生育状況の箇所であるか、地形や対象森林の全体の状況から確認する。また、平均胸高直径調査表や写真の内容と標準地を照査するとともに、必要に応じて、残存木の本数、伐跡の数や大きさ、林地残材等の状況などから確認する。

間伐、更新伐は必要に応じて、施行地内の間伐本数率、搬出木の伐跡、林地残材等の状況から補助申請上の搬出材積を確認する。

b [省略]

c [省略]

(カ)～(ケ) [省略]

カ～ク [省略]

ク [省略]

(ア) 延長

路線の測点間の距離を累計とし、ポケットコンパス及びメートル縄等により行う。

ただし、幅員3m未満の幅員の場合であって、県の定める標準断面による設計の場合

業道のラインデータをGIS上で表示させ、ラインデータが作業道に沿って適切に引かれていることを確認する。

ただし、幅員3m未満の幅員の場合であって、県の定める標準断面による設計の場合は、斜距離で測定した距離とすることができる。

(イ) 横断

各測点ごとに幅員、切取、盛土の勾配及び法長を検査する。

幅員は、オルソ画像を作成しており、かつ作成したオルソ画像が作業道とそれ以外を区別できる程度の解像度のものである場合は、提示されたオルソ画像（施業前後）及び作業道のラインデータをGIS上で表示させ、各測点の幅員を計測し確認する。

また、切取の法勾配は、幅員3m未満の場合は、切取高1.2m程度以内の場合は直切り、それ以外の場合は、土砂6分、岩3分として査定する。

なお、保安林における切取り勾配は、保安林基準に準ずるものとする。

(ウ)～(オ) [省略]

サ [省略]

第6～第7 [省略]

附則

(施行期日等)

1～16 [省略]

17 この内規は、令和7年5月30日から施行し、国の令和7年度事業から適用する。

別記第1号様式 [省略]

別記第2号様式 [省略]

は、斜距離で測定した距離とすることができる。

(イ) 横断

各測点ごとに幅員、切取、盛土の勾配及び法長を検査する。

また、切取の法勾配は、幅員3m未満の場合は、切取高2m以下の場合は、直切り、5m以下の場合は、土砂5分、岩3分として査定する。

幅員3m以上の場合は、原則として土砂6分、岩3分とする。

なお、令和3年7月1日以降着手分については、切取高1.2m程度以内の場合は直切り、それ以外の場合は、土砂6分、岩3分として査定する。

また、保安林における切取り勾配は、保安林基準に準ずるものとする。

(ウ)～(オ) [省略]

コ [省略]

第6～第7 [省略]

附則

(施行期日等)

1～16 [省略]

17 [新設]

別記第1号様式 [省略]

別記第2号様式 [省略]